

第 1 部

基 準 財 政 収 入 額

第1章 概 要

令和5年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税の4つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,323,513,071千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、雇用・所得環境の段階的な回復を反映し特別区民税が増となったこと等により、令和4年度当初見込額に対して89,971,342千円、7.3%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税945,169,146千円、軽自動車税3,892,615千円、特別区たばこ税65,470,601千円、鉱産税0千円で計1,014,532,362千円、利子割交付金が3,335,456千円、配当割交付金が17,207,046千円、株式等譲渡所得割交付金が16,654,375千円、地方消費税交付金が237,018,973千円、ゴルフ場利用税交付金が36,275千円、環境性能割交付金が3,424,774千円、地方特例交付金が5,662,315千円、地方揮発油譲与税が3,280,339千円、自動車重量譲与税が9,830,489千円、航空機燃料譲与税が881,677千円、森林環境譲与税が1,061,492千円、交通安全対策特別交付金が954,191千円、特別区民税特例加減算額が△12,163,079千円、地方消費税交付金特例加算額が21,796,386千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 令和5年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分			令和 5 年度	令和 4 年度	対 前 年 度 比	
			収 入 見 込 額	収 入 見 込 額	増 減 額	増 減 率
特別区税	特別区民税		945,169,146	894,642,466	50,526,680	5.6
	軽自動車税	環境性能割	300,619	344,055	△ 43,436	△ 12.6
		種別割	3,591,996	3,502,896	89,100	2.5
	特別区たばこ税		65,470,601	62,941,551	2,529,050	4.0
	鉱産税		0	0	0	—
	小 計		A 1,014,532,362	961,430,968	53,101,394	5.5
利子割交付金		B 3,335,456	2,295,946	1,039,510	45.3	
配当割交付金		C 17,207,046	15,698,222	1,508,824	9.6	
株式等譲渡所得割交付金		D 16,654,375	17,878,059	△ 1,223,684	△ 6.8	
地方消費税交付金		E 237,018,973	200,958,303	36,060,670	17.9	
ゴルフ場利用税交付金		F 36,275	30,352	5,923	19.5	
環境性能割交付金		G 3,424,774	3,085,284	339,490	11.0	
地方特例交付金		H 5,662,315	6,173,663	△ 511,348	△ 8.3	
計(A+B+C+D+E+F+G+H)		I 1,297,871,576	1,207,550,797	90,320,779	7.5	
地方揮発油譲与税		J 3,280,339	3,463,309	△ 182,970	△ 5.3	
自動車重量譲与税		K 9,830,489	9,861,610	△ 31,121	△ 0.3	
航空機燃料譲与税		L 881,677	947,470	△ 65,793	△ 6.9	
森林環境譲与税		M 1,061,492	997,428	64,064	6.4	
交通安全対策特別交付金		N 954,191	960,047	△ 5,856	△ 0.6	
合計額 (I + J + K + L + M + N)		O 1,313,879,764	1,223,780,661	90,099,103	7.4	
特別区民税特例加減算額		P △ 12,163,079	△ 8,671,445	△ 3,491,634	—	
地方消費税交付金特例加算額		Q 21,796,386	18,432,513	3,363,873	18.2	
基準財政収入額 (O + P + Q)		R 1,323,513,071	1,233,541,729	89,971,342	7.3	

第2表 令和5年度基準財政収入見込額（100％ベース）

（単位：千円、％）

区 分			令和5年度	令和4年度	対 前 年 度 比	
			収 入 見 込 額	収 入 見 込 額	増 減 額	増 減 率
特別区民税	特別区民税		1,111,963,701	1,052,520,548	59,443,153	5.6
	軽自動車税	環境性能割	353,669	404,770	△ 51,101	△ 12.6
		種 別 割	4,225,878	4,121,054	104,824	2.5
	特別区たばこ税		77,024,237	74,048,883	2,975,354	4.0
	鉱 産 税		0	0	0	—
税	小 計		1,193,567,485	1,131,095,255	62,472,230	5.5
利 子 割 交 付 金			3,924,066	2,701,113	1,222,953	45.3
配 当 割 交 付 金			20,243,583	18,468,496	1,775,087	9.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			19,593,382	21,033,010	△ 1,439,628	△ 6.8
地 方 消 費 税 交 付 金			278,845,850	236,421,533	42,424,317	17.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			42,676	35,708	6,968	19.5
環 境 性 能 割 交 付 金			4,029,146	3,629,746	399,400	11.0
地 方 特 例 交 付 金			6,661,547	7,263,133	△ 601,586	△ 8.3
計		A	1,526,907,735	1,420,647,994	106,259,741	7.5
A×85%		B	1,297,871,576	1,207,550,797	90,320,779	7.5
地 方 揮 発 油 譲 与 税		C	3,280,339	3,463,309	△ 182,970	△ 5.3
自 動 車 重 量 譲 与 税		D	9,830,489	9,861,610	△ 31,121	△ 0.3
航 空 機 燃 料 譲 与 税		E	881,677	947,470	△ 65,793	△ 6.9
森 林 環 境 譲 与 税		F	1,061,492	997,428	64,064	6.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		G	954,191	960,047	△ 5,856	△ 0.6
合計額（B＋C＋D＋E＋F＋G）		H	1,313,879,764	1,223,780,661	90,099,103	7.4
特別区民税特例加減算額		I	△ 12,163,079	△ 8,671,445	△ 3,491,634	—
地方消費税交付金特例加算額		J	21,796,386	18,432,513	3,363,873	18.2
基準財政収入額（H＋I＋J）		K	1,323,513,071	1,233,541,729	89,971,342	7.3

第2章 特別区税

第1節 特別区民税

第1項 算定概要

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

総合課税分は、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて算定を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して算出した。

第3表 決算補正率

区 分		決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）		1.0745723
普通徴収・総合課税分（均等割）		1.0997083
特別徴収・総合課税分（所得割）		
	現 年 度 課 税 分	0.9846196
	前 年 度 課 税 分	0.9593685
特別徴収・総合課税分（均等割）		
	現 年 度 課 税 分	0.9774584
	前 年 度 課 税 分	0.9377087

第2項 算定内容

1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を 1,127,299,245 千円、過年度分を 7,357,593 千円、合計で 1,134,656,838 千円と算定し、標準徴収率を 98%とした。

その結果、令和5年度の特別区民税の収入見込額は 1,111,963,701 千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度 調定/収入 見込額	令和4年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,127,299,245	1,067,689,419	59,609,826	5.6
普通徴収・総合課税分	325,403,018	281,824,937	43,578,081	15.5
所 得 割	318,816,083	275,420,034	43,396,049	15.8
均 等 割	6,586,935	6,404,903	182,032	2.8
特別徴収・総合課税分	819,862,855	795,138,717	24,724,138	3.1
所 得 割	806,916,946	782,287,663	24,629,283	3.1
均 等 割	12,945,909	12,851,054	94,855	0.7
税 額 控 除 等	△ 96,838,184	△ 79,935,823	△ 16,902,361	21.1
譲渡所得等・分離課税分	65,744,597	57,943,610	7,800,987	13.5
退職所得・分離課税分	13,126,959	12,717,978	408,981	3.2
税 制 改 正 影 響 額	0	0	0	—
過 年 度 分	7,357,593	6,311,140	1,046,453	16.6
合 計 A	1,134,656,838	1,074,000,559	60,656,279	5.6
A × 標 準 徴 収 率 (98%)	1,111,963,701	1,052,520,548	59,443,153	5.6

2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から令和4年度における納税義務者割合0.6442を算出し、これを令和5年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,513,064人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として21,724人を加え、令和5年度の均等割納税義務者数を5,534,788人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口 前年度1月1日現在		納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 (Y/X)	家屋敷課税分(人)
	X (人)	増減	%	Y (人)	増減	%	
令和3年度	8,489,901	—	—	5,411,357	—	—	19,418
令和4年度	8,452,952	△ 36,949	△ 0.4	5,445,310	33,953	0.6	21,249
令和5年度	8,558,000	105,048	1.2	5,513,064	67,754	1.2	21,724

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 令和5年度 各区分納税義務者数見込

(単位：人)

区 分	納税義務者数 (家屋敷課税分を除く)	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者(納税義務者数合計)	5,513,064	1,689,622	3,823,442
均等割のみ納める者	192,387	140,376	52,011
所得割を納める者	5,320,677	1,549,246	3,771,431

3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

(1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分、営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9か年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX_1 + bX_2 + c$ 、 $a = 8,685.5736$ 、 $b = 4,471,419.9427$ 、 $c = \Delta 16,915,247.014.4537$ を得る。 X_1 に令和4年の都平均現金給与総額の推計値として423,158円を、 X_2 に都平均雇用者数の推計値として7,647千人

をそれぞれ代入し、令和５年度の給与所得者に係る総所得金額等 20,953,071,240 千円を算出した。

第 7 表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N－1年)			総所得金額等 (千円)
	(西暦)	都平均現金給与総額	都平均雇用者数	
		(円)	(千人)	
平成26年度	2013年	410,458	6,527	15,734,807,703
平成27年度	2014年	412,977	6,692	16,467,706,640
平成28年度	2015年	406,806	6,800	17,096,377,055
平成29年度	2016年	408,611	6,917	17,777,894,058
平成30年度	2017年	411,953	7,073	18,339,468,112
令和元年度	2018年	413,275	7,258	19,132,552,785
令和２年度	2019年	414,622	7,391	19,840,333,673
令和３年度	2020年	408,589	7,453	19,728,092,483
令和４年度	2021年	412,797	7,503	20,227,839,240
令和５年度	2022年	423,158	7,647	20,953,071,240

※ 令和３年度から適用された個人所得課税の見直し（第 16 章第 1 節 3 第 25 表を参照）のうち、給与所得控除から基礎控除への振替及び給与所得控除の見直しの影響を考慮し、令和２年度以前の総所得金額等については、調整を行っている。

イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目 GDP から推計した。

まず、第 8 表の過去 10 か年の暦年名目 GDP と営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX + b$ 、 $a = 3,436.1377$ 、 $b = \triangle 789,035,185.2394$ を得る。X に令和４年の暦年名目 GDP の推計値として 545,793.2 を代入し、令和５年度の営業等所得者に係る総所得金額等 1,086,385,417 千円を算出した。

第 8 表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N－1年)暦年名目 GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
平成25年度	2012年	500,474.7	924,152,358
平成26年度	2013年	508,700.6	912,380,853
平成27年度	2014年	518,811.0	946,955,673
平成28年度	2015年	538,032.3	993,987,334
平成29年度	2016年	544,364.6	1,027,283,555
平成30年度	2017年	553,073.0	1,048,724,245
令和元年度	2018年	556,630.6	1,091,084,187
令和２年度	2019年	558,163.3	1,042,640,670
令和３年度	2020年	537,249.1	1,110,254,342
令和４年度	2021年	541,369.5	1,419,123,537
令和５年度	2022年	545,793.2	1,086,385,417

ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である1.2%を乗じ、令和5年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等3,599,802,980千円を算出した。

以上を合算し、令和5年度の総所得金額等を25,639,259,637千円と算定した。

(2) 課税標準額

令和5年度の総合課税分の所得控除については、第9表のとおり、合計△6,940,907,495千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額
(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△ 278,314
医 療 費 控 除	△ 223,380,398
社 会 保 険 料 控 除	△ 3,593,850,456
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	△ 135,831,212
生 命 保 険 料 控 除	△ 162,452,608
地 震 保 険 料 控 除	△ 10,815,348
障 害 者 控 除	△ 44,110,070
寡婦・ひとり親・勤労学生控除	△ 24,596,605
配 偶 者 ・ 配 偶 者 特 別 控 除	△ 236,961,721
扶 養 控 除	△ 257,388,774
基 礎 控 除	△ 2,251,241,989
合 計	△ 6,940,907,495

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の7,802,911千円と推計し更に合算し、令和5年度の課税標準額は、18,706,155,053千円と算定した。

(3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から0.7356564と算定し、これに乗じて特別徴収に係る課税標準額13,761,302,684千円を算出し、差引き4,944,852,369千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

(4) 普通徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額4,944,852,369千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率1.0745723を乗じ、令和5年度の普通徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は318,816,083千円と算定した。

(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額13,761,302,684千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率0.9846196を乗じ、令和5年度の特別徴収・総合課税分（所得割）現年度課税分の調定見込額は812,978,901千円と算定した。

この調定見込額は令和5年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて徴収するため、令和5年度の収入となるのは、そのうちの10か月分である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$812,978,901 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 129,434,528 \text{ 千円} = 806,916,946 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和 4 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（所得割）の課税標準額 13,491,638,318 千円に、税率（6%）、第 3 表の決算補正率 0.9593685 を乗じて、令和 4 年度の調定見込額を算出した後、令和 5 年度中の収入となる 2 か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和 5 年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 806,916,946 千円と算定した。

4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第 6 表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 1,689,622 人に、家屋敷課税分 21,724 人を加えた 1,711,346 人に、特例税率 3,500 円※、第 3 表の決算補正率 1.0997083 を乗じ、令和 5 年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 6,586,935 千円と算定した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年 12 月 2 日法律第 118 号）により、平成 26 年度から個人の市町村民税均等割の税率が 500 円引き上げられている。

5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第 6 表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 3,823,442 人に、特例税率 3,500 円、第 3 表の決算補正率 0.9774584 を乗じ、令和 5 年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は 13,080,394 千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3 (5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$13,080,394 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 2,045,581 \text{ 千円} = 12,945,909 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和 4 年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数 3,739,659 人に、特例税率 3,500 円、第 3 表の決算補正率 0.9377087 を乗じて、令和 4 年度の調定見込額を算出した後、令和 5 年度中の収入となる 2 か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和 5 年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 12,945,909 千円と算定した。

6 税額控除等

令和5年度の税額控除等については、過去の実績等から、第10表のとおり、合計△96,838,184千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調 整 控 除	△ 9,223,737
	配 当 控 除	△ 2,425,560
	住宅借入金等特別税額控除	△ 6,852,902
	寄 附 金 税 額 控 除	△ 72,064,185
	外 国 税 額 控 除	△ 413,899
	小 計	△ 90,980,283
税 額 調 整 額		△ 24,862
配 当 割 額 控 除		△ 2,396,220
株式等譲渡所得割額控除		△ 3,410,007
減 免 税 額		△ 26,812
合 計		△ 96,838,184

7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

令和5年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、65,744,597千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額 に 係 る も の	26,690,996
分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額 に 係 る も の	867,816
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	35,603,768
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1,906,241
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	675,776
合 計	65,744,597

8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、令和5年度の退職所得・分離課税分は、13,126,959千円と算定した。

9 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比（出現率）を用いて算定した。

前年度調定額として令和4年度特別区民税現年度分調定見込額を1,121,584,356千円とし、これに第12表の出現率0.00656を乗じて、令和5年度の過年度分の調定見込額は7,357,593千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額 A		過年度分調定額 B		出 現 率 B/A
平成29年度	966,574,566	平成30年度	5,520,363	0.0057
平成30年度	999,254,042	令和元年度	7,180,938	0.0072
令和元年度	1,039,314,421	令和2年度	4,920,566	0.0047
令和2年度	1,063,009,673	令和3年度	6,549,781	0.0062
令和3年度	1,063,884,611	令和4年度	9,526,357	0.0090
令和4年度	1,121,584,356	令和5年度	7,357,593	※5か年平均 0.00656

第2節 軽自動車税

1 環境性能割

環境性能割の収入見込額については、直近の収入実績を基に 353,669 千円と算定した。

2 種別割

種別割の収入見込額については、過去の課税台数から令和5年度の車種別課税台数を推計し、税率を乗じた調定見込額に、決算補正率（0.9976427）と標準徴収率 97%を乗じることで算定した。

その結果、令和5年度の種別割の収入見込額を、4,225,878 千円と算定した。

第13表 軽自動車税種別割調定見込額

(単位：台、%、千円)

区 分				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		平 均	令和5年度	税 率	調 定 額
				台 数	対前年度比	台 数	対前年度比	台 数	対前年度比	台 数	対前年度比	伸 率	台数見込	円	見 込
原動機付自転車	50cc以下			178,389	94.4	168,837	94.6	163,061	96.6	160,815	98.6	96.1	154,543	2,000	309,086
	50超90cc以下			18,378	93.1	17,252	93.9	16,557	96.0	16,113	97.3	95.1	15,323	2,000	30,646
	90cc超			109,370	100.3	109,317	100.0	111,994	102.4	114,318	102.1	101.2	115,690	2,400	277,656
	ミニカー			8,212	101.9	8,352	101.7	9,194	110.1	9,546	103.8	104.4	9,966	3,700	36,874
軽自動車	二輪車 (側車付含)			100,589	98.4	99,216	98.6	99,353	100.1	100,425	101.1	99.6	100,023	3,600	360,083
	三輪車			34	106.3	37	108.8	37	100.0	35	94.6	—	35	複数税率	156
	四輪車	乗用車	営業用	37	100.0	42	113.5	39	92.9	39	100.0	—	39	複数税率	258
			自家用	182,808	101.3	185,308	101.4	188,528	101.7	190,774	101.2	101.4	193,445	複数税率	2,023,602
		貨物車	営業用	22,207	112.3	23,090	104.0	25,483	110.4	26,298	103.2	107.5	28,270	複数税率	104,792
			自家用	111,600	98.9	110,873	99.3	109,232	98.5	108,494	99.3	99.0	107,409	複数税率	538,994
	専ら雪上			4	100.0	1	25.0	2	200.0	2	100.0	—	2	3,600	7
	小型特殊	農耕作業用			484	99.8	487	100.6	490	100.6	488	99.6	100.2	489	2,400
その他			14,928	99.5	14,645	98.1	14,339	97.9	14,105	98.4	98.5	13,893	5,900	81,969	
二輪の小型自動車			92,216	99.6	93,588	101.5	95,062	101.6	98,683	103.8	101.6	100,262	6,000	601,572	
計				839,256	98.8	831,045	99.0	833,371	100.3	840,135	100.8	99.7	839,389	—	4,366,869

※令和元年度までは平成28年改正前の地方税法に規定する軽自動車税

なお、軽自動車（三輪・四輪）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び令和5年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節4第29表、7第35表及び9第38表を参照）。

第3節 特別区たばこ税

特別区たばこ税については、令和5年度の売渡本数を推計し、税率を乗じることにより算定した。

まず、直近のたばこの売渡本数実績により令和4年度の売渡本数を推計し、令和4年度の売渡本数の対前年度増減率を、令和5年度の対前年度増減率と見込み、令和5年度の売渡本数を11,755,836千本と推計した（第14表のとおり）。

令和5年度の特別区たばこ税の収入見込額は、売渡本数に税率 6.552 千円/千本を乗じた結果、77,024,237 千円と算定した。

第14表 令和5年度たばこ売渡本数推計
(単位：千本、%)

年度	たばこ売渡本数	対前年増減率
平成26年度	16,473,269	△ 3.76
平成27年度	16,250,422	△ 1.35
平成28年度	15,638,215	△ 3.77
平成29年度	14,845,689	△ 5.07
平成30年度	14,192,595	△ 4.40
令和元年度	13,436,437	△ 5.33
令和2年度	11,760,522	△ 12.47
令和3年度	11,751,135	△ 0.08
令和4年度	11,753,485	0.02
令和5年度	11,755,836	0.02

令和5年度
たばこ売渡本数

税率

11,755,836 千本 × 6.552千円/千本 = 77,024,237 千円

第4節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和5年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額5,116,122千円に特別区交付割合0.767を乗じた結果、3,924,066千円と算定した。

$$\begin{array}{rcll} \text{都 民 税 利 子 割} & & & \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} & \text{特別区交付割合} & & \\ 5,116,122 \text{ 千円} & \times & 0.767 & = 3,924,066 \text{ 千円} \end{array}$$

第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和5年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額26,427,654千円に特別区交付割合0.766を乗じた結果、20,243,583千円と算定した。

$$\begin{array}{rcll} \text{都 民 税 配 当 割} & & & \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} & \text{特別区交付割合} & & \\ 26,427,654 \text{ 千円} & \times & 0.766 & = 20,243,583 \text{ 千円} \end{array}$$

第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和5年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額25,578,828千円に特別区交付割合0.766を乗じた結果、19,593,382千円と算定した。

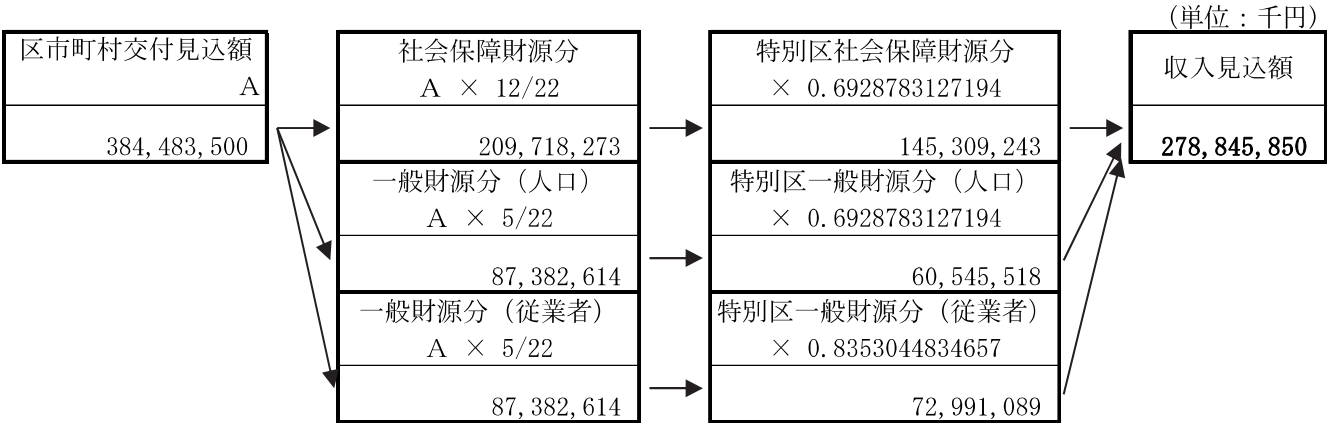
$$\begin{array}{rcll} \text{都 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割} & & & \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} & \text{特別区交付割合} & & \\ 25,578,828 \text{ 千円} & \times & 0.766 & = 19,593,382 \text{ 千円} \end{array}$$

第6章 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される（地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節1第40表を参照）。

令和5年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第15表のとおり、区市町村交付見込額 384,483,500 千円を、社会保障財源分 209,718,273 千円、一般財源分（人口）87,382,614 千円及び一般財源分（従業者）87,382,614 千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分（人口）に特別区人口シェア 0.6928783127194 を、一般財源分（従業者）に特別区従業者数シェア 0.8353044834657 をそれぞれ乗じた後に合算して、合計 278,845,850 千円と算定した。

第15表 令和5年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)
 人口は令和2年度国勢調査、従業者数は平成26年度経済センサス基礎調査による。
 (令和4年12月交付時の基礎数値)

東京都人口	特別区人口	特別区人口シェア
B	b	b / B
14,047,598	9,733,276	0.6928783127194
東京都従業者数	特別区従業者数	特別区従業者数シェア
C	c	c / C
9,657,306	8,066,791	0.8353044834657

第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

令和5年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額 479,500 千円に特別区交付割合 0.089 を乗じた結果、42,676 千円と算定した。

ゴ

ル

フ

場

利

用

税

区

市

町

村

交

付

見

込

額

×

特別区交付割合

=

42,676 千円

479,500 千円

第 8 章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の 0.4085 (0.95×0.43) に相当する額が区市町村へ交付される (第 16 章第 2 節 1 第 42 表、2 第 44 表、7 第 49 表及び 8 第 51 表を参照)。

令和 5 年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額 6,063,774 千円に特別区交付割合 0.6644617 を乗じた結果、4,029,146 千円と算定した。

自 動 車 税 環 境 性 能 割

区 市 町 村 交 付 見 込 額 特別区交付割合

6,063,774 千円 × 0.6644617 = 4,029,146 千円

第 9 章 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除) の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成 20 年度から地方特例交付金が交付されている。

令和 5 年度の地方特例交付金の収入見込額は、地方特例交付金全国交付見込額 204,500 百万円に特別区交付割合 0.03257480 を乗じた結果、6,661,547 千円と算定した。

地 方 特 例 交 付 金

全 国 交 付 見 込 額 特別区交付割合

204,500 百万円 × 0.03257480 = 6,661,547 千円

第16表 特別区交付割合 (1)

年 度	地方特例交付金
	特別区交付割合
平成30年度	0.03483699
令和元年度	0.03360487
令和 2 年度	0.03194517
令和 3 年度	0.03155868
令和 4 年度	0.03092831
令和 5 年度	0.03257480

※ 令和元年度から令和 3 年度においては、個人住民税減収補填特例交付金の特別区交付割合

なお、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の終了に伴い、令和元年度から令和 3 年度において地方特例交付金として交付されていた自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金は、令和 3 年度をもって算定を終了している (第 16 章第 1 節 4 第 28 表、6 第 32 表、7 第 34 表、第 2 節 2 第 44 表、7 第 49 表及び 8 第 51 表を参照)。

第 10 章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

1 地方揮発油譲与税

令和 5 年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 216,400 百万円に区市町村譲与率 0.42 及び特別区譲与割合 0.0360921 を乗じた結果、3,280,339 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 216,400 \text{ 百万円} \times 0.42 \times 0.0360921 = 3,280,339 \text{ 千円} \end{array}$$

2 自動車重量譲与税

令和 5 年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額 287,400 百万円に区市町村譲与率 431 分の 407 及び特別区譲与割合 0.0362219 を乗じた結果、9,830,489 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{自動車重量譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 287,400 \text{ 百万円} \times \frac{407}{431} \times 0.0362219 = 9,830,489 \text{ 千円} \end{array}$$

第17表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
平成30年度	0.0360343	0.0360334
令和元年度	0.0360610	0.0360602
令和2年度	0.0359317	0.0365831
令和3年度	0.0359238	0.0359233
令和4年度	(6月譲与分) 0.0365098	(6月譲与分) 0.0365093
令和5年度	0.0360921	0.0362219

第 11 章 航空機燃料譲与税

令和 5 年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額 15,200 百万円に区市町村譲与率 0.8 及び特別区譲与割合 0.0725063 を乗じた結果、881,677 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 15,200 \text{ 百万円} \times 0.8 \times 0.0725063 = 881,677 \text{ 千円} \end{array}$$

第18表 特別区譲与割合（2）

年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
平成30年度	0.0797899
令和元年度	0.0786613
令和2年度	0.0774282
令和3年度	0.0654411
令和4年度	(9月譲与分) 0.0612111
令和5年度	0.0725063

第12章 森林環境譲与税

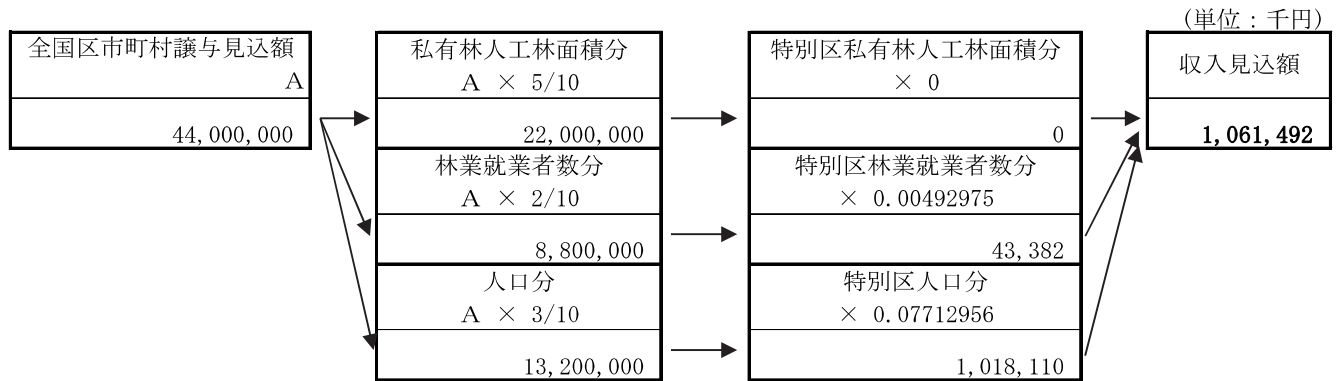
令和5年度の森林環境譲与税の収入見込額は、第19表のとおり、森林環境譲与税全国譲与見込額 50,000 百万円に区市町村譲与率 25 分の 22 を乗じて得た 44,000 百万円を、私有林人工林面積を譲与基準とするもの 22,000 百万円、林業就業者数を譲与基準とするもの 8,800 百万円、人口を譲与基準とするもの 13,200 百万円に区分し、それぞれの特別区シェア 0、0.00492975、0.07712956 を乗じた後に合算して、1,061,492 千円と算定した。

森 林 環 境 譲 与 税

全 国 譲 与 見 込 額 区市町村譲与率

$$50,000 \text{ 百万円} \times \frac{22}{25} = 44,000 \text{ 百万円}$$

第19表 令和5年度森林環境譲与税収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

私有林人工林面積、林業就業者数及び人口は、令和4年度9月期譲与時の基礎数値である。

(単位：ha、人)

全国私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積シェア
B	b	b / B
5,797,607	0	0
全国林業就業者数	特別区林業就業者数	特別区林業就業者数シェア
C	c	c / C
60,855	300	0.00492975
全国人口	特別区人口	特別区人口シェア
D	d	d / D
126,193,845	9,733,276	0.07712956

第 13 章 交通安全対策特別交付金

令和 5 年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額 52, 241, 228 千円に特別区交付割合 0. 0182651 を乗じた結果、954, 191 千円と算定した。

交通安全対策特別交付金

全国交付見込額

特別区交付割合

52, 241, 228 千円

×

0. 0182651

=

954, 191 千円

第20表 特別区交付割合（2）

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
平成30年度	0. 0169934
令和元年度	0. 0176465
令和 2 年度	0. 0183099
令和 3 年度	0. 0188176
令和 4 年度	（9 月交付分） 0. 0195582
令和 5 年度	0. 0182651

第 14 章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成 19 年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 2 第 2 項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に 100％算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

令和 5 年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△72, 586, 714 千円、調整控除分として△9, 223, 737 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として△931, 583 千円を算定し、合計△82, 742, 034 千円に標準徴収率 98％を乗じ、税源移譲影響見込額は△81, 087, 193 千円となった。これに 15％を乗じ、令和 5 年度の特例加減算額を△12, 163, 079 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一 律	10%
200万円超 ～ 700万円	10%		
700万円超 ～	13%		

第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成 26 年 4 月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 3 において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に 100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に 100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

令和 5 年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を 145,309,243 千円と見込んだ（第 6 章参照）。これに 15%を乗じ、令和 5 年度の地方消費税交付金特例加算額を 21,796,386 千円と算定した。

第 16 章 主な税制改正の概要

各表における各欄の記載事項

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
①	②	③	④

- ① 税制改正により影響を受ける特別区の歳入の項目
- ②③ 税制改正の概要
- ④ 基準財政収入額算定時に、税制改正による影響額として算出したもののみ記載

第 1 節 特別区税に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成 28 年 11 月 28 日法律第 86 号)による税制改正の内容

第21表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額				
特 別 区 民 税	住宅借入金等特別税額控除 （消費税率の引上げ時期変更に伴う改正）	消費税率の引上げ時期の変更による所得税の住宅借入金等特別控除の延長に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（令和元年6月30日）を令和3年12月31日まで2年6か月延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。					
		<table><tr><td>居住年</td><td>控除限度額</td></tr><tr><td>平成26年4月～令和3年12月</td><td>所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高13.65万円)</td></tr></table>		居住年	控除限度額	平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高13.65万円)
		居住年		控除限度額			
		平成26年4月～令和3年12月		所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高13.65万円)			

第22表 令和元年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
軽 自 動 車 税	環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。	
		※ 平成28年度税制改正により平成29年 4 月 1 日施行予定とされていたが、消費税引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	

2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日法律第 2 号）による税制改正の内容

第 23 表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額																		
特 別 区 民 税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。	千円 (令和元年度) △ 1,357,808 (平年度) △ 1,548,600																		
		<table><tr><th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><th>控除対象配偶者</th><th>老人控除対象配偶者</th></tr><tr><td>900万円以下</td><td>33万円</td><td>38万円</td></tr><tr><td>900万円超950万円以下</td><td>22万円</td><td>26万円</td></tr><tr><td>950万円超1,000万円以下</td><td>11万円</td><td>13万円</td></tr></table>	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円					
		所得割の納税義務者の 合計所得金額		控除額																	
			控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																	
		900万円以下	33万円	38万円																	
		900万円超950万円以下	22万円	26万円																	
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																	
		(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。																			
		① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者																			
		<table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>38万円超90万円以下</td><td>33万円</td></tr><tr><td>90万円超95万円以下</td><td>31万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>26万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>21万円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	90万円超95万円以下	31万円	95万円超100万円以下	26万円	100万円超105万円以下	21万円	<table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>16万円</td></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	控除額	105万円超110万円以下	16万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円
配偶者の合計所得金額	控除額																				
38万円超90万円以下	33万円																				
90万円超95万円以下	31万円																				
95万円超100万円以下	26万円																				
100万円超105万円以下	21万円																				
配偶者の合計所得金額	控除額																				
105万円超110万円以下	16万円																				
110万円超115万円以下	11万円																				
115万円超120万円以下	6万円																				
120万円超123万円以下	3万円																				
② 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者																					
<table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>38万円超90万円以下</td><td>22万円</td></tr><tr><td>90万円超95万円以下</td><td>21万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>18万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>14万円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	90万円超95万円以下	21万円	95万円超100万円以下	18万円	100万円超105万円以下	14万円	<table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td>8万円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>120万円超123万円以下</td><td>2万円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	控除額	105万円超110万円以下	11万円	110万円超115万円以下	8万円	115万円超120万円以下	4万円	120万円超123万円以下	2万円
配偶者の合計所得金額	控除額																				
38万円超90万円以下	22万円																				
90万円超95万円以下	21万円																				
95万円超100万円以下	18万円																				
100万円超105万円以下	14万円																				
配偶者の合計所得金額	控除額																				
105万円超110万円以下	11万円																				
110万円超115万円以下	8万円																				
115万円超120万円以下	4万円																				
120万円超123万円以下	2万円																				
③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者																					
<table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>38万円超95万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>9万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>7万円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>6万円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	95万円超100万円以下	9万円	100万円超105万円以下	7万円	105万円超110万円以下	6万円	<table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td>2万円</td></tr><tr><td>120万円超123万円以下</td><td>1万円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	控除額	110万円超115万円以下	4万円	115万円超120万円以下	2万円	120万円超123万円以下	1万円		
配偶者の合計所得金額	控除額																				
38万円超95万円以下	11万円																				
95万円超100万円以下	9万円																				
100万円超105万円以下	7万円																				
105万円超110万円以下	6万円																				
配偶者の合計所得金額	控除額																				
110万円超115万円以下	4万円																				
115万円超120万円以下	2万円																				
120万円超123万円以下	1万円																				
(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる令和元年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。																					

3 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年 3 月 31 日法律第 3 号)による税制改正の内容

第24表 平成30年10月1日以後適用分

第24表 平成30年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																									
特別区たばこ税	税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直し	千円																									
	(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。 (税率は千本当たり) <table><tr><th>実施時期</th><th>地方のたばこ税</th><th>道府県たばこ税</th><th>市町村たばこ税</th><th>国のたばこ税</th></tr><tr><td>現行</td><td>6,122円</td><td>860円</td><td>5,262円</td><td>6,122円</td></tr><tr><td>平成30年10月1日</td><td>6,622円</td><td>930円</td><td>5,692円</td><td>6,622円</td></tr><tr><td>令和2年10月1日</td><td>7,122円</td><td>1,000円</td><td>6,122円</td><td>7,122円</td></tr><tr><td>令和3年10月1日</td><td>7,622円</td><td>1,070円</td><td>6,552円</td><td>7,622円</td></tr></table>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	(1) (平成30年度) 1,921,446 (2) (平成30年度) 613,390
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																						
	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																						
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																						
	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																						
	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																						
	(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする（平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。）。																										
	<table><tr><th></th><th>現行の換算方法</th><th>改正後の換算方法</th></tr><tr><td>現行</td><td>現行の換算本数×1.0</td><td>—</td></tr><tr><td>平成30年10月1日</td><td>現行の換算本数×0.8</td><td>新換算本数×0.2</td></tr><tr><td>令和元年10月1日</td><td>現行の換算本数×0.6</td><td>新換算本数×0.4</td></tr><tr><td>令和2年10月1日</td><td>現行の換算本数×0.4</td><td>新換算本数×0.6</td></tr><tr><td>令和3年10月1日</td><td>現行の換算本数×0.2</td><td>新換算本数×0.8</td></tr><tr><td>令和4年10月1日</td><td>—</td><td>新換算本数×1.0</td></tr></table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0					
		現行の換算方法	改正後の換算方法																								
現行	現行の換算本数×1.0	—																									
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																									
令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																									
令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																									
令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																									
令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0																									

4 地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年3月 29 日法律第2号)による税制改正の内容

第26表 令和元年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
特別 区 民 税	住宅ローン控除の拡充	所得税における住宅借入金等特別控除の拡充に伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年→13年）し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内において、個人住民税額から控除する。	

第27表 令和3年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
特別 区 民 税	子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。 ※ 令和2年度税制改正により見直し（第16章第1節5第30表(3)を参照）	

第28表 令和元年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額								
軽自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1％もしくは2％の税率の適用区分について見直しを行う。									
		(2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1％分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。									
		<table><tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr><tr><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>1.0％</td><td>非課税</td></tr><tr><td>2.0％</td><td>1.0％</td></tr></table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0％	非課税	2.0％	1.0％	
税率	臨時的軽減										
非課税	非課税										
1.0％	非課税										
2.0％	1.0％										

第29表 令和4年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額																				
軽 自 動 車 税 種 別 割	グリーン化特例（軽課）の大幅見直し	令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th><th colspan="2">【改正後】</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>軽減率</th><th>区 分</th><th>軽減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td><td rowspan="3">75% 軽減</td><td>電気自動車</td><td rowspan="3">75% 軽減</td></tr> <tr> <td>天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td><td>天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td></tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td><td>2020年度基準 +30%達成</td></tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td><td>50% 軽減</td><td>2020年度基準 +10%達成</td><td>軽減 なし</td></tr> </tbody> </table> ※ 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（令和2年度新規取得分まで）	【改正前】		【改正後】		区 分	軽減率	区 分	軽減率	電気自動車	75% 軽減	電気自動車	75% 軽減	天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	2020年度基準 +30%達成	2020年度基準 +30%達成	2020年度基準 +10%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし	
【改正前】		【改正後】																					
区 分	軽減率	区 分	軽減率																				
電気自動車	75% 軽減	電気自動車	75% 軽減																				
天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)		天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)																					
2020年度基準 +30%達成		2020年度基準 +30%達成																					
2020年度基準 +10%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし																				

5 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月 31 日法律第5号)による税制改正の内容

第30表 令和3年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
特 別 区 民 税	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し	(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 現に婚姻をしていない者（寡婦又は寡夫である者を除く。）で生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である場合は、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。	千円 (平年度) △37,000
		(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し ① 扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。 ② 現行の寡婦控除の特別加算を廃止する。 ③ その者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する寡婦（寡夫）に係る寡婦（寡夫）控除の控除額を30万円に引き上げる。 (3) 個人住民税の人的非課税の見直し 現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税を見直し、上記見直し後のひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）。 ※ (1)、(2)、(3)のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。	

第31表 令和2年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額								
特別 区 た ば こ 税	軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し	軽量の葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行う。									
		<table><tr><th>実施時期</th><th>課税方式</th></tr><tr><td>現行</td><td>葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算</td></tr><tr><td>令和2年10月1日</td><td>葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満） 1本を紙巻たばこ0.7本に換算</td></tr><tr><td>令和3年10月1日</td><td>葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満） 1本を紙巻たばこ1本に換算</td></tr></table>	実施時期	課税方式	現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算	令和2年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満） 1本を紙巻たばこ0.7本に換算	令和3年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満） 1本を紙巻たばこ1本に換算	
実施時期	課税方式										
現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算										
令和2年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満） 1本を紙巻たばこ0.7本に換算										
令和3年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満） 1本を紙巻たばこ1本に換算										

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月 30 日法律第 26 号)による税制改正の内容

第32表 令和2年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。	

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第33表 令和3年1月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
特別区民税	住宅ローン控除の特例の延長等	所得税において以下の措置が講じられることに伴い、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7％（最高13.65万円））の範囲内で個人住民税額から控除する。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。 ※ 所得税における措置 控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。	

第34表 令和3年4月1日度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。 (2) 軽自動車税環境性能割の税率を1％分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。	

第35表 令和4年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額																																																								
軽自動車税種別割	グリーン化特例（軽課）の見直し	対象の重点化等を行った上で適用期限を2年間延長する。（令和3年度・令和4年度新規取得分） (1) 営業用乗用車 <table border="1" data-bbox="513 1339 1264 1585"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th><th colspan="2">【改正後】</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>軽減率</th><th>区 分</th><th>軽減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td><td>75%</td><td>電気自動車</td><td>75%</td></tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td><td>軽減</td><td>天然ガス自動車</td><td>軽減</td></tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td><td>50%</td><td>2030年度基準 90%達成</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td><td>25%</td><td>2030年度基準 70%達成</td><td>25%</td></tr> <tr> <td></td><td>軽減</td><td></td><td>軽減</td></tr> </tbody> </table> (2) 軽貨物自動車 <table border="1" data-bbox="513 1697 1264 1921"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th><th colspan="2">【改正後】</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>軽減率</th><th>区 分</th><th>軽減率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td><td>75%</td><td>電気自動車</td><td>75%</td></tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td><td>軽減</td><td>天然ガス自動車</td><td>軽減</td></tr> <tr> <td>2015年度基準 +35%達成</td><td>50%</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2015年度基準 +15%達成</td><td>25%</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>軽減</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	【改正前】		【改正後】		区 分	軽減率	区 分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2020年度基準 +30%達成	50%	2030年度基準 90%達成	50%	2020年度基準 +10%達成	25%	2030年度基準 70%達成	25%		軽減		軽減	【改正前】		【改正後】		区 分	軽減率	区 分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2015年度基準 +35%達成	50%			2015年度基準 +15%達成	25%				軽減			
【改正前】		【改正後】																																																									
区 分	軽減率	区 分	軽減率																																																								
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																																								
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																																								
2020年度基準 +30%達成	50%	2030年度基準 90%達成	50%																																																								
2020年度基準 +10%達成	25%	2030年度基準 70%達成	25%																																																								
	軽減		軽減																																																								
【改正前】		【改正後】																																																									
区 分	軽減率	区 分	軽減率																																																								
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																																								
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																																								
2015年度基準 +35%達成	50%																																																										
2015年度基準 +15%達成	25%																																																										
	軽減																																																										

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第36表 令和4年1月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額	
特 別 区 民 税	住宅ローン控除の延長・見直し	所得税における住宅借入金等特別控除の延長・見直しに伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（令和３年12月31日）を令和７年12月31日まで４年延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。		
		居住年		控除限度額
		令和４年１月～令和７年12月		所得税の課税総所得金額等 ×５％(最高9.75万円)

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第37表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額																						
軽自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し	軽自動車税環境性能割について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。																							
		【自家用乗用車】																							
		<table><tr><th>税率</th><th>現行</th><th>令和6年1月1日以後</th><th>令和7年4月1日以後</th></tr><tr><td rowspan="2">非課税</td><td>電気自動車</td><td>電気自動車</td><td>電気自動車</td></tr><tr><td>天然ガス自動車</td><td>天然ガス自動車</td><td>天然ガス自動車</td></tr><tr><td rowspan="2">2030年度基準 75%達成</td><td>2030年度基準 75%達成</td><td>2030年度基準 80%達成</td><td>2030年度基準 80%達成</td></tr><tr><td>2030年度基準 60%達成</td><td>2030年度基準 70%達成</td><td>2030年度基準 75%達成</td></tr><tr><td>2.0%</td><td>2030年度基準 上記以外</td><td>2030年度基準 上記以外</td><td>2030年度基準 上記以外</td></tr></table>	税率	現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後	非課税	電気自動車	電気自動車	電気自動車	天然ガス自動車	天然ガス自動車	天然ガス自動車	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成	2030年度基準 75%達成	2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	
		税率	現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後																				
		非課税	電気自動車	電気自動車	電気自動車																				
			天然ガス自動車	天然ガス自動車	天然ガス自動車																				
		2030年度基準 75%達成	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 80%達成																				
			2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成	2030年度基準 75%達成																				
		2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外																				
		※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。																							
※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。																									

第38表 令和6年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容			増減収見込額
軽自動車税種別割	グリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例（軽課）について、適用期限を３年間延長する。（令和５年度から令和７年度新規取得分まで）			
		区 分	軽減率	適用期限	
		電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	令和７年度取得分まで	
		2030年度基準 90%達成	50% 軽減	令和７年度取得分まで （営業用乗用車のみ）	
		2030年度基準 70%達成	25% 軽減	令和６年度取得分まで （営業用乗用車のみ）	

第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法（地方）」という。）等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第86号）による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法（地方）」の一部改正（平成27年3月31日法律第2号）により平成29年4月1日施行とされていたが、令和元年10月1日に変更された。

第39表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	地方消費税率の引上げ（時期の変更）	(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第40表のとおりとする。	
		(2) 引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む）については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。	
		(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（各年度の交付基準は第40表のとおり）。	

第40表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～	令和元年 ～9月10月～	令和2年4月～	令和3年4月～
国・地方消費税率	5%	8%			10%	
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕			2.2% 〔消費税額の 78分の22〕	
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1					
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数		(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数

第41表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	消費税の軽減税率の導入（消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正）	(1) 令和元年10月から軽減税率制度を導入	
		(2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料	
		(3) 軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）	
		(4) 令和5年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	

第42表 令和元年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
自動車取得税交付金	自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税込から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	

第43表 令和元年10月1日以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化 【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。 【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。 (2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる) 【法人事業税交付金の概要】 ・ 交付額 : 法人事業税額の5.4% (令和元、2年度は経過措置あり) ・ 交付基準 : 従業者数 (令和2年度～4年度は経過措置あり)	

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第44表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額								
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減 自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直し	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。 (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。 平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>改正前</td><td>令和元～3年度</td><td>令和4年度～</td></tr> <tr> <td>市町村への交付率</td><td>65%</td><td>47%</td><td>43%</td></tr> </table>		改正前	令和元～3年度	令和4年度～	市町村への交付率	65%	47%	43%	
	改正前	令和元～3年度	令和4年度～								
市町村への交付率	65%	47%	43%								

3 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年3月 29 日法律第3号)による税制改正の内容

第45表 令和元年度以後適用分

第10表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目	改 正 内 容	増減収見込額												
森 林 環 境 譲 与 税	森林環境税・譲与税の創設	千円 (令和元年度) 362,701												
	森林環境税（国税、令和6年度から課税）の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して令和元年度から譲与する。 ※ 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。													
	譲与基準													
	<table><tr><td>市町村</td><td>総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正</td></tr><tr><td>都道府県</td><td>総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</td></tr></table>	市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正	都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分									
	市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正												
都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分													
令和元年度から令和14年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。														
	<table><tr><th>期 間</th><th>市町村</th><th>都道府県</th></tr><tr><td>令和元年度から令和6年度まで</td><td>100分の80</td><td>100分の20</td></tr><tr><td>令和7年度から令和10年度まで</td><td>100分の85</td><td>100分の15</td></tr><tr><td>令和11年度から令和14年度まで</td><td>100分の88</td><td>100分の12</td></tr></table>	期 間	市町村	都道府県	令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20	令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15	令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12	
期 間	市町村	都道府県												
令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20												
令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15												
令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12												

4 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成 31 年3月 29 日法律第4号)による税制改正の内容

第46表 令和元年10月 1 日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額																		
特別区財政調整交付金	地方法人課税における新たな偏在是正措置	(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（国税）を創設する。 ・課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分） ・主な税率区分																			
		<table><tr><th rowspan="2">主な税率区分</th><th colspan="2">法人事業税 (所得割・収入割)</th><th rowspan="2">特別法人事業税 (創設)</th></tr><tr><th>(復元後)</th><th>(改正後)</th></tr><tr><td>資本金1億円超の普通法人</td><td>3.6%</td><td>⇒ 1%</td><td>税額の260%</td></tr><tr><td>資本金1億円以下の普通法人等</td><td>9.6%</td><td>⇒ 7%</td><td>税額の37%</td></tr><tr><td>収入金額課税対象法人</td><td>1.3%</td><td>⇒ 1%</td><td>税額の30%</td></tr></table>		主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割)		特別法人事業税 (創設)	(復元後)	(改正後)	資本金1億円超の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%	収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%
		主な税率区分			法人事業税 (所得割・収入割)			特別法人事業税 (創設)													
				(復元後)	(改正後)																
		資本金1億円超の普通法人		3.6%	⇒ 1%	税額の260%															
		資本金1億円以下の普通法人等		9.6%	⇒ 7%	税額の37%															
		収入金額課税対象法人		1.3%	⇒ 1%	税額の30%															
		・賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施）																			
		・国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み																			
		・適用期日：令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用																			
(2) 特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。 ・譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限（※）の仕組みを設ける。 ※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限とする。).																					
・譲与開始時期：令和2年度																					
(3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を100分の7.7（現行（※）100分の5.4）に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。 ※ 「現行」とは、令和元年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定																					

5 所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年3月 29 日法律第6号)による税制改正の内容

第47表 令和元年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額
自 動 車 重 量 譲 与 税	自動車重量税におけるエコカー減税の軽減割合等の見直し	エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。	千円 (令和元年度) 175,657

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第48表 令和2年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容		増減収見込額														
森 林 環 境 譲 与 税	森林環境譲与税の見直し	(1) 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする。		千円														
				(令和2年度)														
				408,039														
				(令和4年度)														
				226,688														
		<table><tr><th>年度</th><th colspan="2">譲与額</th></tr><tr><td></td><th>(改正前)</th><th>(改正後)</th></tr><tr><td>令和2年度・令和3年度</td><td>200億円</td><td>⇒ 400億円</td></tr><tr><td>令和4年度・令和5年度</td><td>300億円</td><td>⇒ 500億円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>森林環境税の収入額 に相当する額</td><td>⇒ 左の額に300億円を 加算した額</td></tr></table>		年度	譲与額			(改正前)	(改正後)	令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円	令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円	令和6年度	森林環境税の収入額 に相当する額	⇒ 左の額に300億円を 加算した額
年度	譲与額																	
	(改正前)	(改正後)																
令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円																
令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円																
令和6年度	森林環境税の収入額 に相当する額	⇒ 左の額に300億円を 加算した額																
		(2) 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合を、次のとおりとする。																
		<table><tr><th>年度</th><th>区市町村</th><th>都道府県</th></tr><tr><td>令和2年度・令和3年度</td><td>20分の17</td><td>20分の3</td></tr><tr><td>令和4年度・令和5年度</td><td>25分の22</td><td>25分の3</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>10分の9</td><td>10分の1</td></tr></table>		年度	区市町村	都道府県	令和2年度・令和3年度	20分の17	20分の3	令和4年度・令和5年度	25分の22	25分の3	令和6年度	10分の9	10分の1			
年度	区市町村	都道府県																
令和2年度・令和3年度	20分の17	20分の3																
令和4年度・令和5年度	25分の22	25分の3																
令和6年度	10分の9	10分の1																

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第49表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環 境 性 能 割 交 付 金	自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。	

第50表 令和3年度以後適用分

改 正 項 目		改 正 内 容	増減収見込額				
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。 ※ 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、 <table><tr><td>30%以上50%未満減少している者</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>50%以上減少している者</td><td>ゼロ</td></tr></table>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ	
	30%以上50%未満減少している者	2分の1					
50%以上減少している者	ゼロ						
	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充	適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。 ※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額を補填し、同交付金のうち、「固定資産税減収補填特別交付金」については、特別区財政調整交付金の財源とする（令和3年度から令和6年度）。					

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第51表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間（令和3年4月から令和5年3月まで）の激変緩和措置を講ずる。	
		(2) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する（区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付）。	

第52表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	固定資産税（土地）の負担調整措置	令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。	
	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した資産を対象とする。 なお、この措置に伴う減収については、「固定資産税減収補填特別交付金」により全額を補填し、特別区財政調整交付金の財源とする（令和3年度から令和8年度までに延長）。	

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第53表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
自動車重量譲与税	自動車重量税におけるエコカー減税の見直し及び延長	エコカー減税について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行制度を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各減免区分における燃費基準達成度を段階的に引き上げる。	